

賛助会員 規則

(総 則)

第1条 一般社団法人神奈川県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は定款第42条の規定に基づき、定款第6条に定める賛助会員に関して以下の通り規則を定める。

(目 的)

第2条 この規則は、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、外部関係者の本会に対する協力と理解を高めることにより、本会の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資 格)

第3条 賛助会員の資格を有する者は、本会の主旨に賛同し、本会の健全な事業の発展と円滑な事業展開に協力する個人・法人とする。

(賛助会員に対する事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本会が作成又は発行する開示可能な資料の提供
- (2) 本会のイベント及び会員との情報交換のための懇談会等の開催
- (3) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

(加 入)

第5条 賛助会員は、本会の理事又は委員会委員長の推薦があり本会運営会議の承認を得て加入するものとする。

(会 費)

第6条 賛助会員は、年会費を納入するものとする。

会費の額は、1口10,000円とし、1口以上を負担するものとし、別に定める基準により本会と協議のうえ決定するものとする。

- 2 納入された会費はいかなる理由をもっても返還はしない。

(退 会)

第7条 賛助会員が退会しようとするときは、あらかじめ本会に退会届けを提出するものとする。

(除 名)

第8条 本会は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本会の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を怠った賛助会員
- (3) 本会の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員
- (5) 反社会的勢力または反社会的勢力と関わりがあると判明した賛助会員
- (6) その他、公序良俗に反する行為をした賛助会員

(そ の 他)

第9条 賛助会員について本規則に定めのない事項であって必要な事項は、本会運営会議で決定する。

付則

この細則は、2018年10月17日から施行する。